

## 景観計画区域内における行為の届出について

平成 25 年 8 月  
土木建設部都市計画課

届出時の留意点及び景観計画・景観条例の運用については、下記のとおりですので、よろしくお願ひします。

### ○届出の際の留意事項

#### 1 届出が必要な行為

景観計画（P 14～第4章良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び景観条例第14条・別表（届出の対象となる行為）に記載しております。

- ・建築物の新築、改築、移転、増築、外観の変更を行う修繕、模様替え又は色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更を行う修繕、模様替え又は色彩の変更
- ・土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘採その他土地の形質の変更
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源及びその他の物件のたい積
- ・特定照明

※地区計画区域においては、景観法第16条第7項第10号により適用除外規定がありますが、現段階では本市の地区整備計画のなかに、景観計画で定めた全ての基準を定めておりませんので、恐れ入りますが、地区計画区域にかかる行為につきましても、市街地ゾーン又は自然景観保全ゾーンの基準に適合いただくよう、届出をお願いいたします。（景観法施行令第9条）

#### 2 届出の時期

建築物及び工作物の各届出該当行為については30日前までに土木建設部都市計画課まで届け出てください。届出日と着手予定日とは30日以上空けてください（景観法第18条）。

建築物及び工作物については、今回、福知山市景観条例施行日が平成25年12月1日であることより、平成26年1月1日以降に着手される各届出該当行為について届出ください。

土地の開墾等、土石等のたい積又は特定照明においては、平成25年12月1日以降着手される各行為について届出ください。

#### 3 届出に必要な書類及び部数

ア 建築物及び工作物の各行為（福知山市景観条例施行規則第2条第1号及び別表第1）

- ・届出書（福知山市景観条例施行規則別記様式第1号）
- ・付近見取図、現況写真、配置図、立面図、完成予想図（建築面積500㎡を超えるもの）、

見付面積等計算書表、チェックシート

- ・その他市長が必要と認める図書

以上をひとつに綴じて各2部（正・副）提出ください。

イ 土地の開墾等、土石等のたい積又は特定照明の各行為

（福知山市景観条例施行規則第2条第2号及び別表第2）

- ・届出書（福知山市景観条例施行規則別記様式第1号）
- ・付近見取図、現況写真、計画図、チェックシート
- ・その他市長が必要と認める図書

以上をひとつに綴じて各2部（正・副）提出ください。

ウ 上記ア及びイの各行為における変更をする場合

- ・変更届出書（福知山市景観条例施行規則別記様式第2号）
- ・当該届出に係る変更の内容を明らかにするもの

以上をひとつに綴じて各2部（正・副）提出ください。

エ 上記ア、イ、ウに伴う行為者変更届（1部）

- ・行為者変更届（福知山市景観条例施行規則別記様式第3号）

オ 上記ア、イ、ウに伴う行為中止届（1部）

- ・行為中止届（福知山市景観条例施行規則別記様式第4号）

カ 上記ア、イ、ウに伴う実施状況報告書（1部）

- ・実施状況報告書（福知山市景観条例施行規則別記様式第6号）

キ 上記ア、イ、ウに伴う完了届出書（1部）

- ・完了届出書（福知山市景観条例施行規則別記様式第8号）
- ・工事施工写真、工事完了写真、その他

○景観計画における景観形成基準について ー補足説明ー

- ・福知山城眺望景観重点地区の届出においては、福知山城眺望景観重点地区及び当該行為地（「自然景観保全ゾーン」、「市街地ゾーン」又は「ふくちやま景観重点ゾーン」）の両方の景観形成基準に適合するようにしてください。チェックシートにおいても両地区のものを添付ください。